令和７年（ワ）第７４４１号　国家賠償請求事件

原　　告　　柴田[redacted]　ほか３名

被　　告　　国

証　拠　説　明　書　(2)

令和８年８月２１日

東京地方裁判所民事第５０部合Ｄ係　御中

被告指定代理人　　山　口　雅　裕

津　野　立　也

杉　田　龍　政

阿　川　嘉　道

武　田　寛　子

髙　橋　一　光

金　山　亮　吾

略語等は準備書面の例による。

号　証	標　　目 （作成者）		作　成 年月日	立　証　趣　旨
乙 18	憲法（第３版） （渋谷秀樹著）	写し	H29.4.30	憲法３４条後段後半部分が身柄を拘束する理由がない限り解放するという制度を採用したと解釈することに無理があること
乙 19	国際条約集　2026年版 （有斐閣）	写し	R8.3.17	米州人権条約の内容
乙 20	法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第１回会議配布資料４ （法制審議会刑事法部会）	写し	R2	平成２１年から平成３０年にかけての保釈取消人員数が増加傾向にあること
乙 21	令和７年　司法統計年報　２刑事編 （最高裁判所事務総局）	写し	R8.6	令和７年の保釈取消人員が１７３名であること
乙 22	法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第８回会議議事録 （法制審議会刑事	写し	R2	保釈に際し、ＧＰＳ端末を用いることが万能ではないという懸念が示されていたこと

	法部会）			
乙23	国連薬物・犯罪事務所ホームページ（国連薬物・犯罪事務所） ※末尾に訳文（抄訳）添付	写し	R8.8.18 印刷	マンデラ・ルールには法的拘束力がないこと
乙24	国際人権法〔第２版〕 （申惠丰著）	写し	H28.7.30	自由権規約委員会の勧告には法的拘束力がないこと
乙25	逐条実務刑事訴訟法 （伊丹俊彦ほか編）	写し	H30.11.20	刑訴法８１条の「逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の解釈等
乙26	大コンメンタール刑事訴訟法第２巻〔第３版〕 （中山善房ほか編）	写し	R6.7.30	同上